

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物（指定動物）の選定要領の見直しに関する意見の募集（パブリックコメント）について

令和4年1月17日（月）

1. 背景

国立・国定公園の特別地域内では、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項第13号において、山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下、「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷することが規制されている。

指定動物制度は平成14年4月の自然公園法の改正において創設され、平成18年に9種の指定がなされたものの、それ以降は令和2年に2種の指定を行ったのみとなっている。一方で、平成22年の生物多様性条約COP10では、陸域の17%及び海域の10%を保護地域とし、当該地域を効果的に管理していくこと、絶滅危惧種の絶滅・減少を防止等が盛り込まれた「愛知目標」が採択され、平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012-2020においては、国立公園等で採捕を規制する動植物の見直しを行うこととされた。さらに、令和3年7月には、クライテリア x 生物多様性により「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載がなされた。このように、絶滅危惧種の保全等を柱とした生物多様性の保全の推進は国内外で喫緊な課題となっており、国土の生物多様性保全の屋台骨として、国立・国定公園の保全施策のさらなる拡充・強化が求められている。

こうした状況を踏まえ、環境省では、令和元年度に有識者から成る検討会を設置し、「国立公園における動物の保護に関する基本方針」「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領（案）」を取りまとめた。当該基本方針及び選定要領では、対象とする分類群、レッドリストカテゴリー等の拡大、種の保存法その他の動物保護施策への言及等、近年の自然環境行政との整合を図る観点からの修正を加えた。当該基本方針及び選定要領に沿って指定動物の見直しが行われることにより、国立・国定公園における動物の保護施策の推進に資することが期待されるもの。

2. 意見提出手続

（1）問合せ先

環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

電話 03-5521-8278

（2）意見募集対象

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領（案）

（別紙1）国立公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の指定に関する作業手順

（別紙2）国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の指定に関する作業手順

（別紙3）指定動物リスト（案）の様式及び記入方法について

（3）資料の入手方法

変更案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメ

ント」欄に掲載するとともに、(1)の問合せ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和4年1月17日(月)から令和4年2月15日(火)まで

※郵送の場合は締切日必着

(5) 意見提出方法

ア 郵送の場合：

<宛先> 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省自然環境局国立公園課 宛て

※締切日必着

イ FAXの場合： 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合： shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルによる意見の提出は御遠慮ください。

<意見提出に関する共通注意事項>

- ・ 件名に必ず、下記を御記入ください。
「指定動物の選定要領(案)への意見」
- ・ 本文の様式は問いません。
- ・ 意見提出者の住所、氏名(団体の場合は団体名)、電話番号・FAX番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は住所、氏名、電話番号・FAX番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- ・ 意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。
- ・ 電話での意見は受けかねますので御了承ください。

6. 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

7. 今後の主なスケジュール(予定)

令和4年3月 提出された意見を取りまとめた上、公表
選定要領に関する通知発出
発出後、環境省HP上で公表します。

<掲載資料>

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領（案）

（別紙1）国立公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の指定に関する作業手順

（別紙2）国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の指定に関する作業手順

（別紙3）指定動物リスト（案）の様式及び記入方法について

<参考資料>

国立公園における動物の保護に関する基本方針について（改定案）

<参考HP>

指定植物の制度概要及び現在指定されている種の一覧については、以下の環境省HPを参照ください。

国立・国定公園内における動物の保護対策について

http://www.env.go.jp/nature/np/animal_prot/index.html

環境省自然環境局国立公園課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8278

課長 熊倉 基之（6440）

課長補佐 中山 直樹（6650）

生態系事業係 高橋 優人（6690）